# プロイセン一般ラント法 (1794) 第 2 編 19 章 救貧施設とその他の慈善的な基金について

浅岡 慶太 訳

# 1 我が国のプロイセン一般ラント法研究について

本稿は、Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten (1794), Zweyter Theil, Neunzehnter Titel. Von Armenanstalten, und andern milden Stiftungen. の試訳である ¹。

本章を翻訳する意義を述べる前に、我が国におけるプロイセン一般ラント 法の研究について、はなはだ不完全ではあるが振り返りたい。

# (1) 立法過程の研究について

プロイセン一般ラント法立法過程については、石部雅亮氏(以下敬称については省略させて頂く)の『啓蒙的絶対主義の法構造』有斐閣(1969)が詳細に論じているが、同書はプロイセン一般ラント法の成立事情を、「(1) 法典編纂の社会的経済的政治的諸条件は何か。(2) 法典編纂者の社会的政治的性格と思想的背景は何か。(3) その結果成立した法典はいかなる基本的構造を獲得したか。<sup>2</sup>」の三点から分析している。ここではその中でも(2)に含まれる法典編纂の基本原理について述べることで、我が国における一般ラント法理解の一端に触れたい。

プロイセン一般ラント法は長い成立前史をもつが、その最後の段階は 1780 年 4 月 14 日の閣令によりその編纂事業がカルマー(J. H. C. v. Carmer)に命じられたことをその端緒とする。そして法典編纂者であったスヴァーレツ(C. G. Svarez)やクライン(E. F. Klein)は、司法官僚や弁護士として法的実務に関わる者たちであり、彼らの法学方法論上の思想は後期自

然法学に属するものであった。後期自然法は、ヴォルフがとった数学的演繹的な方法から経験的歴史的方法へと自然法が転換したものである。そのため自然法の概念は、前期自然法が有した絶対的自然法の観念と比べると相対化された自然法、つまり先験的な自然法というより歴史的諸条件に制約された=現実の経験を重視した自然法となる。このような自然法の考え方のもと、スヴァーレツはプロイセンの現実に最も適合する法の創造を目指した。そのため編纂作業におけるスヴァーレツの意図は、全く新しい法典を創造するような絶対主義国家の法秩序を根本から変革させるものではなく、既存の法秩序を承認しまた現行法を重視しながら部分的には修正する手法により従前の法律を法典の形に整理して体系化することにあった。

このような方法論に反対意見が無かったわけではなく、シュロッサー(I. G. Schlosser) は反対している。1780年の閣令では、ローマ法を基礎に置い て、自然法とラント(ここでは旧領邦である州を意味していると考えられ る)の国制によって修正されたものが法典の内容となることが示されている。 シュロッサーとスヴァーレツではその基礎となるローマ法に対する考え方が 異なっていた。シュロッサーは、1777年に出版した自著『ローマ法典を廃 棄せずにドイツ市民法を改善する提案と実験3』において、当時のドイツ法 が封建的制度を基礎にしたものであり、近代的一般私法の創造に際し素材と して相応しいものではなく、「純粋ローマ法」の研究を通じてはじめてドイ ツ近代法の形成が可能になると提案している。これに対してスヴァーレツは、 「ローマ法の現代的慣用」、つまり従来ドイツで通用してきた「伝統的な慣習 法・制定法そしてラント・警察条例を摂取して、自己変容をとげざるをえな かった 4 | 混合物としてのローマ法を基礎において編纂作業に従事した。パ ンデクテンの現代的慣用によりドイツ社会にカスタマイズされてきたローマ 法の採用は、封建的支配者層の既得権益を侵さずに、また私的所有権を守り、 下からの革命によって起こりうる社会の混乱を回避し、上からの改革によっ て中道を歩むことで徐々に改革を進めて行き資本主義化を目指した法典編纂 者の政治的姿勢に合致していたと言える。

次に法典編纂の重要な指針は、自国語による法律の成文化、裁判官の恣意 的な解釈を避ける厳密に規定された法律が完全に法典に収められ、それによ り市民的自由が確保されることであった。これに対応すべく作られた条文の 数は、プロイセン諸国のための一般法典(1791)は全19036条、プロイセン一般ラント法は全19187条という厖大な数であった。この条文の多さは厳しい批判の対象とされたが、これは当時の社会秩序を包括的に規制することを念頭においた編纂者たちの意図によるもであったといえる。

裁判官の恣意的な解釈を避けるという姿勢は、1780年の閣令において「裁判官に対して、法律の解釈を禁止するとともに、疑わしい場合には法律委員会に照会する義務を課<sup>5</sup>」するものであった。しかしこの方針は、18世紀末ドイツの社会事情の急激な変化に対応する能力に欠けたため、一般ラント法においては草案に比べて緩和され、裁判官の解釈は「文法的、論理的解釈にとどまらず、歴史的体系的解釈、「法律の根拠」に基づく拡張、縮小解釈が容認され、……(中略)……一般原則の適用および類推の解釈方法が承認される<sup>6</sup>」にまで至った。そして1798年3月8日の閣令により法律委員会による裁判官への干渉は廃止された。

最後に包括的統一法典の編纂の可能性についてである。スヴァーレツは一般ラント法にそれを求めたわけであるが、それは国家という全領域に共通する法規範を定立させることで、法の明確化と固定化を実現させ、法的安定性を獲得し、それをもって当時の国家官僚(貴族層と新市民層出身者)の権力行使に合法性を付与し市民的自由を確保するためであった。

それでは実際にそれが可能であったのかであるが、石部はそれを法典の適用領域と通用力の問題としている。一般ラント法にある法律は補充的効力を有するものであり、地方法律は特別法として優先するとされている(ALR 序論 第1条、第3条、第21条)。そのため下位の法規範が、国家の法規制力を弱めるという事態が起こることになる。ここに絶対主義国家が構造的にもつ法の2元構造が現れており、その意味では一般ラント法は伝統的な法秩序と対立する構造をもつことになる。しかし石部は一般ラント法の規定を個別に観察し、軍人の身分やプロイセンが当時新たに獲得した地域である南プロイセンや新・東プロイセンにおける法の運用に例外があることを指摘する。ここから法典編纂事業が、地方における伝統的な身分制に基づく秩序と諸身分や諸団体の既得権益の擁護を前提とし、一般ラント法が資本主義市場形成の準備を徐々に実行しようとした編纂事業の産物であり、その実現のための市民法であったことが分かる。

同書の最後で石部は「プロイセン一般法典は正に封建制から資本制への移 行期の産物であり、近代的市民法典といえないとしても、その前触れをなす ものであった<sup>7</sup>」と評価・分析しているが、正にそのとおりであると考える<sup>8</sup>。

### (2) 編纂者の思想的背景の研究について

今回翻訳した章との関係においては、石部『啓蒙的絶対主義の法構造』有 斐閣(1969)の中で法典編纂者の一人であるスヴァーレツの思想に、本章の 条文を通じても読み取ることができると考えられる福祉国家的思想があるこ とが述べられている。

それによれば、18世紀プロイセンの自然法理論は、国家と社会の形成を市民の契約によって基礎づける点においてはヨーロッパ啓蒙主義と共通する面を持っていた。しかし、スヴァーレツやクラインといった法典編纂に関わった者たちの自然法思想によれば、「所有」をプーフェンドルフやヴォルフが主張したような自然状態における共同所有から展開するのではなく、それを個人所有から展開させる。そのため彼らは私的所有権の保障を基本的原理としていることになる。石部はこれを「18世紀末プロイセンの所有意識を反映するもの。」と評している。そしてこの私的所有権の保障のために自然状態では強制権または自己防衛権が賦与される。自己の所有を侵害される者が存在する場合、当該個人は自己の所有を守るために侵害者に対して実力で防衛、またはそのような行為が社会契約に反する行為(契約の不履行)であるとして強制的に契約の履行を求めることができることになる。しかし自然状態におけるこのような正義の実現は、現実にはさまざまな制約を受け実現が難しい。そのためスヴァーレツも市民社会と国家形成の必要性を説明している。

社会契約説は、「国家を神の創設あるいは指定行為に基礎づけるのではなく、自然の理性に基づく人間の自由な意思の合致によって成立する <sup>10</sup>」と説明している。フリードリヒ大王も社会契約説を採用する立場であるが、その思想にはルソーなどに見られるような人民主権の側面はなく、大王の絶対主義国家を理論的に正当化するものとなっている。スヴァーレツの考えによれば「個人または家族が社会契約によって、社会 Volk に結合し、内外の安全の維持と公共の福祉の増進を目的とする市民社会 bürgerliche Gesellschaft

を形成する。だが、市民社会はまだ国家ではない。国家は、「市民契約」 bürgerlicher Vertrag を媒介として国家権力が設定され、同時に主権者が定められて、はじめて成立する。この契約の締結において、国民の意思は最終的に主権者=君主に吸収されてしまい、絶対主義国家が定立されるのである 「」」。さらに理論上国家は、市民社会から区別され、市民社会の目的を実現するための機関(Anstalt 「と看做され、「君主は「市民社会の首長」」」 と理解されるのだが、ここにおいて君主を首長とする国家と国家を設定した市民社会の目的が何なのかが問われることになる。これついてスヴァーレツは、その国家の第一の目的を「ただ外的な侵害に対する人格および所有権の保障にすぎず、したがって国家は各人に対しその財産の平穏な所有と享有を保障するため必要な範囲で市民の自然的自由を制限する権力をもつにすぎない 「会別明し、法の国家における役目を、所有権の保障と所有について対立が生じた場合の調整機能にあるとして、また国家はこれの維持を目的とするとしている。ここに国家権力の制限と国民の権利を保護することを第一の目的に置き、資本主義化を準備する姿勢がみられるといえる。

ところで、スヴァーレツは国家目的を所有権の保障に限定しているわけで ない。国家による「善き生活」実現のための配慮として、国家が自己に義務 づける警察的福祉的国家の伝統的な思想を受け継ぎ、それを国家のもう一つ の目的にしている。スヴァーレツは、市民契約によって個人に隣人または自 己の属する共同体のための慈善行為を強制することは出来ないことは理解し ていたが、しかしそれではプロイセンの警察的福祉的国家側面を担保するこ とができない。そのため法律により国民が他の国民の幸福をために奉仕する ことを義務づけている。その例として「無力で貧しい親を扶養することを子 に強制する法律、救貧院の維持のため国民に寄付を要求する法律 15 」などが 挙げられている。大王が啓蒙思想のもと描いた警察的福祉的国家の図は、ス ヴァーレツ他の国家官僚により法的な理論構成を得たといえる。スヴァーレ ツやクラインらは自由な教養市民として本来は絶対主義に対立する姿勢を持 ち、「近代国家と市民社会への展望を形成16 する者たちであったが、絶対 主義国家の合理性を担保するドイツ自然法思想の下で、国家官僚として既存 の国家体制を維持しながら、その枠内で徐々に改革(資本主義化)を行う道 を選択せざるを得なかったといえるだろう。

次に法典編纂者の地位を研究した論考として、田熊文雄「啓蒙期法典編纂の国家思想―18世紀末プロイセン王国の歴史的性格をめぐって―」『近代ドイツの国制と市民 – 地域・コルポラツィオンと集権国家』 岡山大学文学部 (2003) がある。

それよれば、プロイセン一般ラント法は国家官僚の国法上の地位を規定している。国家官僚「(軍人と文官 Militär- und Civilbediente) は国家の安全・良き秩序・福祉を維持し促進すべき身分とされ、一般的臣民義務のほか、国家元首 (das Oberhaupt des Staats) に対する特別の誠実と服従を義務づけられた (II, 10 §§ 1, 2) 17 」。これには2つの意図があり①官僚の地位の公的性格を明確にすること、②官僚の身分保障を行うことである。①により官職の家産的また身分に基づいて得られる利益を享受する性質を断ち、公共的な利益に奉仕する存在であることを確立させる。また②により国王を含めた人事行政に一定の拘束力をもたせて官僚の身分保障を行うというものである。これにより「もはや王家(Dynastie)の利益に奉仕する君主の私的な被傭者ではなく、公共の福祉・国務への忠誠・公的倫理を自覚した官吏観が提起「18」されることになった。スヴァーレツやクラインらはこのような意図を体現する者として存在していたと考えられる。

このような国家官僚は、当時教養ある階層の中でも実際に政治に関与した新市民層であった。一般ラント法によれば市民身分(Bürgerstand)は三種にカテゴライズされおり、I都市に居住し市民権を持つ市民、II本来服すべき居住地の裁判権を免除された市民、III 庇護民(Schutzverwandten)の三者である。この中で II の市民は官職・位階またはその他の特権によって居住地の裁判に服さない、都市の内外に居住する身分(第2編8章1節 第3条)である。そして彼らは「免除享有者(Eximierte)」り」と呼称される市民層の中の上層にいる存在であり、国家の裁判所に直接服するという特権的な裁判上の身分を有する者たちであった。田熊は、彼らが新市民層に属したことで貴族がその出生において有した特権裁判身分を獲得したことを重視していると考えられる。この特権を有した市民層は、ほかにも兵役免除、租税免除、刑罰を科する際の身分的な区別といった特権を有した。

プロイセンでは市民層は、特権を獲得した新市民層とそれ以外の市民層に 実質的に分割され、前者の役割が国家との直接的な関係において重要視され た。彼らは国家官僚・聖職者・教師といた身分的肩書を与えられ(第2編10章-12章)、彼らの「社会」を形成した。プロイセンも他の絶対主義国家と同じく地方における身分制的勢力の力を徐々に縮小させることはできたが、解体することはできなかった。しかしこれらの新市民層が形成した「社会」において市民層の思想と活動の自由が保証されたことが(水曜会といった啓蒙主義者たちの秘密サークルなど)、啓蒙的官僚を生成し、啓蒙絶対主義国家の形成に寄与しつつ、資本主義化に向かうプロイセンを形作ったといえるだろう。そしてこのような国家官僚の手により、紆余曲折を経て作成されたプロイセン一般ラント法の警察的福祉的国家の一側面が、第2編19章の救貧施設とその他の慈善的な基金に関する条文に表れていると考えられる<sup>20</sup>。

#### (3) 社会的紀律化の研究について

啓蒙絶対主義と関係する重要な概念として、G. エストライヒが提唱した社会的紀律化(Sozialdisziplinierung)がある。この概念は絶対主義に代わる概念として受容されているようである。その論考はG. エストライヒ「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」F. ハルトゥング、R. フィーアハウス/成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』(1982)に所収されている。これを補足する邦訳文献としてG. エストライヒ/阪口修平・千葉徳夫・山内進編訳『近代国家の覚醒』創文社(1993)がある。

この概念に関する国内での研究の主なものとして千葉徳夫「近世ドイツ国制史研究における社会的規律化」『法律論叢』第67巻 第2・3号(1995)がある。この論考を基に社会的規律化の概念に触れたい。この論文は前半部分で社会的紀律化についての研究について、M. ウェーバーと N. エリアスの説を紹介し、その批判としてのエストライヒの社会的紀律化論を紹介している。そして後半部分では、エストライヒに対するものとして H・シリングの研究を、より補完的なものとして対置している。

それによれば、エストライヒは社会的紀律化を近世絶対主義国家の固有の機能と位置づけている。国家の機能としての側面を重視するため、宗教の意義を認めないわけではないが、その他のエストライヒ論考と併せて得られる印象としては否定的な側面が強いと千葉は指摘している。その社会的紀律化についてエストライヒは起源を中世都市に求める。「中世後期から現れる都

市のポリツァイ立法にも注目することによって、規律化が単なる上から下への作用ではなく、社会的必要からする臣民の下からの要請と、それに応えるおした。の上からの措置という弁証法的過程から生まれたという認識を得たというと手葉は説明する。このように行政を遂行する主体の機能としての側面が強調されているところがエストライヒの社会的紀律化の特徴といえる。次に社会的紀律化の概念を継承しさらに拡大・深化させたのが、カルヴァン派による第二次宗教改革とその後の宗派対立の時代の歴史的意義を解明することを目的とした研究者たちである。千葉はこの中で最も注目すべき成果を挙げた者としてシリング(H. Schilling)を評価し、その説を採り上げ社会的紀律化と宗教の関係について考察している(千葉は考察に際して、シリングの説を中心にして進めている)。千葉によれば、エストライヒの「主たる関心が脱宗派と世俗化の過程としての国家形成22」にあり、言い換えれば、近代国家の形成過程に問題の関心を置いているのに対して、シリングは同じく近代国家の形成過程に問題の関心を置いているが、「脱宗派性・世俗性といる近代国家の形成過程に問題の関心を置いているが、「脱宗派性・世俗性といる近代国家の自即の標識を歴史認識の基準とはせず、19世紀以降の近代

いう近代国家の自明の標識を歴史認識の基準とはせず、19世紀以降の近代とは異なる近世の社会システムとその固有の構造・発展諸原則を重視する。こうして、これまで否定的にしか評価されないか、あるいは視野の外に置かれるか、さもなければせいぜい「内面化」の一言で片付けられてきた宗教(宗派)の問題<sup>23</sup>」に新たな光が当てられたとする。

国家と教会は中世の時代に一度分離しているが、宗教改革以後、国家と宗派は再度結びつき始める(宗派体制化 Konfessionalisierung)。この宗派体制化の機能が当時の社会を統合する機能として多大な効果を発揮することになる。これついて千葉はシリングの文を引用して次のように説明する。「近世国家と宗派教会は、一種の相利共生において共同した。……教会は、制度的にも法的にもまだ完全には構築されていないがゆえに、いまだ広く隅々まで作用を及ぼしえていない国家権力とようやく形を整えはじめたばかりの社会とをつなぐいわば伝動装置の機能を果たした。日曜の説教、風紀の監督、「婚姻、出産など〕家族問題に関する仕事、学校、それに困窮者・孤児の救済といった活動を通して宗派教会は、そして〔それに共同する〕国家権力は教区民——彼らは世俗的共同体の成員と同一視され、実際上もだいたいそうであった——の日常生活と日常の行動に深く介入した。その結果、人々の生

活態度が精神的・道徳的に引き締められ、公的領域・私的領域の組織性が増大し、様々な人的差異・地域的な差異が平均化され、中央の統制が拡大された。すなわち宗派体制化は、以上のように見れば、中世の領邦が近世国家へと変容し、それと同時に臣民社会が形成される過程において、それを推進する要素であったことがわかる <sup>24</sup>」。宗派体制化が臣民を社会的に紀律化していることは明らかであり、本稿で翻訳した箇所にも関わると内容といえる。また社会的紀律化という概念はさまざまな領域で共通して進行した現象を総体的に捉えた表現といえる <sup>25</sup>。

#### (4) 救貧行政またはその制度の研究について

プロイセン一般ラント法と救貧行政またはその制度に関係する論文は、管見ではあるが少ないようで、研究する余地は十分にあると思われる。さらに救貧行政またはその制度の研究については、ドイツに限定せずヨーロッパの中世から近代にかけての論文が多いように思われる。プロイセン一般ラント法に関係するものとしては、土田武史「救済金庫とプロイセン一般ラント法一ビスマルク疾病保険の原型創出過程一」『国士館大学政経論叢(51)』(1985)<sup>26</sup>と栃本一三郎「プロイセン近代化と社会行政」小山路男編『福祉国家の生成と変容』光生館(1983)が挙げられる。栃本論文は、プロイセン一般ラント法から1850年代までのドイツにおける貧民救済制度と社会保険の生成に関する論考である。

土田論文は、中世にツンフトなどの団体内で発生した救済金庫が18世紀末には国家の立法による規制より再編されていく過程に関する論考である。それによれば、一般ラント法は、手工業者などの救済制度を国の救貧行政に組み込む意図を有した法典であり、さまざまな団体内において自然発生的に生まれ団体内において相互扶助のための基金として存在していた救済金庫を国家行政の管理下へと再編成をする画期となった立法であると土田は評価している。本稿では翻訳していないが、この論文では一般ラント法が定める職人の救済に関する規定(第2編8章3節)も一部紹介している。土田は、この規定は手工業者などの諸団体を解散させるのではなく、残した状態で救済のための金庫の運用は認めるが、他方でその他の自主的な機能については制限を加え管理し易くする狙いがあったと分析している27。

# 2 本章を翻訳する意義について

プロイセン一般ラント法については、周知のとおり国内外の研究者により研究が進んでいる研究領域である。その上で本章を翻訳する理由は、啓蒙絶対主義国家の典型とされるプロイセン国内において、G. エストライヒが提唱した社会的紀律化(Sozialdisziplinierung)が行われるに際して、どのような規定のもとに具体的な紀律化が実施されたのかについて興味を覚えたことによる。

プロイセン一般ラント法第2編19章は、救貧施設とその他の慈善的な基 金について定められた章であるが、これはプロイセンが、この章の規定を実 際のポリツァイ(Policev)事項として遂行するに際して、国(Staat)、州 (Provinz)、郡 (Land)、市町村〔地方公共団体〕(Stadt- und Dorfgemeinen 「条文中にある単語を用いた」)、団体がどのような権限や権利と義務を 有していたかについて定めているに過ぎない。そのため具体的な紀律化の事 象を理解することはできない。しかしながら、プロイセンが国として遂行す べきと考えていたポリツァイ事項としての社会秩序の維持・回復や、「善き 生活 | を推進するための方針の一端がここに現れているのではないかと考え られる。阪口修平『プロイセン絶対王政の研究』中央大学出版部(1988)は、 プロイセンの中核州であったクールマルクを中心にプロイセン絶対王政につ いて研究されているが、同書によれば18世紀のプロイセンは、未だ統一国 家(Einheitstaat)ではなく、歴史的にも地理的にも異なるさまざまな地域 の集合体であった。絶対主義期より以前は、独立した領邦であったものが、 共通の君主と宮廷、共通の中央官庁(以前より存在した機関が1723年に統 合され成立した中央における総監理庁〔Generaldirektorum〕と各州におけ る軍事 = 御料地財務庁 [Kriegs- und Domänenkammer]) と軍隊をもつに 至り、中央集権的であり、合理的な近代的官僚機構をもつ国家としての体裁 を整え始めたといえる。そのため統一国家というよりは全体国家(Gesamtstaat)と呼ばれている。このような国家体制では、国(中央)が末端であ る市町村まで直接の関与はできず、諸地域の身分制的勢力に行政を任せるこ とになった。このような事情から、本章においては、国(中央)、州(Provinz)、郡 (Land)、市町村、団体がどのような権限や権利と義務を有していたについて定められていると考えられる。

かつての領邦(Land)であり、絶対主義期においては州として存在し、中央の統治には関与はしなくなったが領邦議会に代わり領邦レベルにおけるクールマルクのラント身分代表機関(Kurmärkische Landschaft〔以下、ラントシャフト〕)の役目を果たした Kurmärkische Kreditwerk や州より一段下の地方行政地区である郡(Kreis [貴族の自治領域(Gutsbezirk)である農村の集合体。なお、17世紀に恒常的な軍事税が成立した後、都市は農村とは別に独立して扱われるようになった〕)の身分制的代表機関であるクライス議会や他の身分制的団体が、中央官庁の手が届かない部分について補う形で国家形成に一定の役割を果たしていたといえる。ラントシャフトは領邦レベルの身分制的代表機関の役割を果たすと同時にこれの長官(Landschaftsdirektor)は総監理庁に席を有し、クライス議会の代表者である郡長(Landrat)は中央の末端機関として軍事=御料地財務庁に席を有すると同時に地域諸勢力の代表であった。両者ともに中央と各地域のパイプ役を務める二重の役割をもっていた。

中央官庁と各地域の諸勢力の利害は衝突することもあったと考えられ、また各地域の諸勢力の都合により中央の意向が通らないこともあったようであるが、本章に記されたような権限や権利と義務を明記することで、中央と各地域の勢力が相互補完的に国の秩序の維持のためにポリツァイ事項や「善き生活」を推進することを考え条文が作成されたのではないかと考えられる。そこで紀律化の具体的な事象を研究する前段階として、本章を構成する条文全89条を翻訳し条文の意味を理解することからはじめる次第である。また本章の全訳は、訳者が調べた限りでは発表されていないことも翻訳する意義があると考える。条文を翻訳するに際して、条文の文脈において単語の意義を正確に理解するためには、本来当時の社会事情を背景としてどのような意味が各単語に込められているのかを理解し、注釈を付するべきであるが、今回は訳者の力不足により他の機会としたい。

さらに本章との関わりにおいて、当時のポリツァイ事項の遂行主体である 国や州、郡、市町村、団体といった地方支配の主体となる等族や団体の関係 性やプロイセンの国家構造および帝国との関係性を研究することも必要と考 える<sup>28</sup>。本章が、国、州、郡、市町村、団体の有した権限や権利と義務を規定していることはすでに述べたが、これらの何らかの自立性を有した存在が、救貧行政<sup>29</sup>においてどの程度の密度でまたどのような形で協力し合うことで紀律化が実行されたのか、それが明確にされなければ紀律化の具体的な成果を理解することは難しいのではないかと考える。

富の再分配が社会的問題の一つとなっている現在、改めて歴史を振り検討することは意義があると考える。救貧・弱者保護の問題は、時代ごとにさまざまな要素を取り込み多様な視点から研究されてきたと思うが、まずは本章を翻訳し、それを始めとして福祉的な制度を国家に取り入れたプロイセンが、どのような意図をもってプロイセン一般ラント法に救貧制度の規定を作り運用したのかを訳者なりに検討し、さらにプロイセンの国制構造の理解と合わせてより具体的に紀律化の事象を研究し徐々に論文として発表して行きたいと考える。

## 3 プロイセン一般ラント法第2編19章試訳

Grundsätze.

原則

§. 1. Dem Staate kommt es zu, für die Ernährung und Verpflegung derjenigen Bürger zu sorgen, die sich ihren Unterhalt nicht selbst verschaffen, und denselben auch von andern Privatpersonen, welche nach besondern Gesetzen dazu verpflichtet sind, nicht erhalten können.

以下の事柄は国に帰属する。自己の生計を自身で立てることのできない、また特別な法律に従い義務付けられた別の私人からも扶養を受けられないそのような臣民の世話と給養を手配すること。

§. 2. Denjenigen, welchen es nur an Mitteln und Gelegenheit, ihren und der ihrigen Unterhalt selbst zu verdienen, ermangelt, sollen Arbeiten, die ihren Kräften und Fähigkeiten gemäß sind, angewiesen werden.

自己および自己の係累の生計を自身で立てるための手段と機会のみを欠く臣

民には、彼らの能力と才能に応じた労働が割り当てられるべきである。

§. 3. Diejenigen, die nur aus Trägheit, Liebe zum Müßiggange, oder andern unordentlichen Neigungen, die Mittel, sich ihren Unterhalt selbst zu verdienen, nicht anwenden wollen, sollen durch Zwang und Strafen zu nützlichen Arbeiten unter gehöriger Aufsicht angehalten werden.

怠惰や無為に日々を送ること、または、その他だらしのない性向から、自己の生計を自身で立てることに精を出す意思のない臣民は、強制と罰を介して、適切な監督者の下で有益な労働を行うよう躾けられるべきである。

§. 4. Fremde Bettler sollen in das Land nicht gelassen, oder darin geduldet, und wenn sie sich gleichwohl einschleichen, sofort über die Gränze zurückgeschafft werden.

郡の外の物乞いが郡の内に留め置かれたのでも、受忍されたのでもないのに、 忍び入っている場合には、すぐに郡の境を超えて送還されるべきである。

§. 5. Auch einheimischen Armen soll das Betteln nicht gestattet, sondern dieselben an den Ort, wohin sie gehören, und wo für sie nach den Vorschriften des gegenwärtigen Titels gesorgt werden muß, zurückgeschafft werden.

土着の貧しい人々にも物乞いをすることを許容されるべきではなく、彼らがいるべき場所に、つまり彼らがこの章の規定に従って世話をしてもらうべき場所に戻されるべきである。

§. 6. Der Staat ist berechtigt und verpflichtet, Anstalten zu treffen, wodurch der Nahrlosigkeit seiner Bürger vorgebeugt, und der übertriebenen Verschwendung gesteuert werde.

国は、臣民の栄養不足の予防や、過度の浪費を防止するための施設を準備する権限を有し義務を負う。

§. 7. Veranlassungen, wodurch ein schädlicher Müßiggang, besonders un-

ter den niedern Volksclassen, genährt, und der Trieb zur Arbeitsamkeit geschwächt wird, sollen im Staate nicht geduldet werden.

有害な無為の徒、とりわけ卑しい身分の者に食糧を与え、勤勉な労働意欲を 低下させる契機となる事柄は、国内において容認されるべきでない。

§. 8. Stiftungen, welche auf die Beförderung und Begünstigung solcher schädlichen Neigungen abzielen, ist der Staat aufzuheben, und die Einkünfte derselben zum Besten der Armen zu verwenden berechtigt.

これらの有害な傾向の促進または助長を目標とする基金を国は廃止すべきであり、そしてその収益を貧困者のために使用する権限を有する。

Wem die Versorgung der Armen obliegt.

#### 貧民の扶養を義務とする者

§. 9. Privilegirte Corporationen, welche einen besondern Armenfonds haben, oder dergleichen, ihrer Verfassung gemäß, durch Beyträge unter sich aufbringen, sind ihre unvermögenden Mitglieder zu ernähren vorzüglich verbunden.

ある特別な救貧資金を有するか、または同種の資金をその規約に従って相互 間の出資により調達する特許を受けた団体は、生活資力のないその成員に対 し世話する優先的義務を負う。

§. 10. Auch Stadt- und Dorfgemeinen müssen für die Ernährung ihrer verarmten Mitglieder und Einwohner sorgen.

市町村〔地方公共団体〕も、それぞれの貧しい成員たる市町村民および住民 の世話について配慮しなければならない。

§. 11. In Ansehung der ausdrücklich aufgenommenen Mitglieder entsteht die Verbindlichkeit, sobald die Aufnahme wirklich geschehen ist.

明示的に受容された市町村民については、この義務は、この受容が実際に行われるやいなやすぐに生じる。

§. 12. In Ansehung andrer Einwohner hingegen, ist nur diejenige Stadtoder Dorfgemeine zur Ernährung eines Verarmten verpflichtet, bey welcher derselbe zu den gemeinen Lasten zuletzt beygetragen hat.

これとは反対にその他の住民については、当該市町村が貧困者の世話を義務付けられるのは、貧困者の面倒を見ることが、その市町村が共同して負担するものとしては最後の手段となる場合である。

§. 13. Nach eben den Grundsätzen (§. 9.–12.) müssen auch die Ehefrauen, Wittwen, und unversorgte Kinder des Verarmten, von den Corporationen und Gemeinen ernährt werden.

上述の原則に基づいて(§. 9.-12.)、貧困者の妻、寡婦、寄る辺のない子供も 団体や市町村によって扶養されなければならない。

§. 14. Die Vorsteher der Corporationen und Gemeinen sind schuldig, sich nach den Ursachen des Verfalls ihrer Mitglieder zu erkundigen, und dieselben der Obrigkeit, zur Abhelfung, in Zeiten anzuzeigen.

団体や市町村の責任者は、自己の組織に属する成員の没落の原因について調査し、その原因を行政当局に、対策を講ずるために適時に通知する義務を負う。

§. 15. Aller Armen und Unvermögenden, denen ihr Unterhalt auf andre Art nicht verschafft werden kann, muß die Polizey-Obrigkeit eines jeden Ortes, ohne Unterschied des Ranges und sonstigen Gerichtsstandes derselben, sich annehmen.

各地のポリツァイ当局は、身分その他の裁判籍を区別することなく、生計を何か別の方法で立てられない貧困者と生活資力のないすべての者の面倒を見なければならない。

Mittel dazu.

そのための手立てについて

§. 16. Arme, deren Versorgung nach obigen Grundsätzen, einzelnen Privatpersonen, Corporationen, oder Communen nicht obliegt, oder von denselben nicht bestritten werden kann, sollen durch Vermittelung des Staats in öffentlichen Landarmenhäusern untergebracht werden.

上記の原則に従ってその扶養が個別の私人、団体または市町村の義務とはならず、自らもそれを求めて争う事ができない貧困者は、国により公営の郡の 救貧施設に収容されねばならない。

- §. 17. Dies gilt besonders von fremden Bettlern, wenn deren Zurückschaffung über die Gränze (§. 4.) nicht rathsam gefunden wird, oder der Zweck, das Land von ihnen zu befreyen, dadurch nicht erreicht werden kann. このことはとりわけ郡の外から来た物乞いにも当てはまる。それは郡の外から来た物乞いが郡の境を超えて送還されることが賢明ではないと考えられる場合 (§. 4.)、または、郡から彼らを排除するという目的が、送還することでは達成され得ない場合である。
- §. 18. Die Bettler in solchen Landarmenhäusern sollen zu nützlichen Arbeiten, so weit es ihre Gesundheit und Kräfte gestatten, angehalten werden. このような郡の救貧施設に収容された物乞いは、彼らの健康と能力が許す限りにおいて、有益な労働に従事するよう躾けられるべきである。
- §. 19. Sie bleiben in der Anstalt so lange, bis man versichert seyn kann, daß sie sowohl den Willen, als die Gelegenheit haben, ihren Unterhalt auf eine andre erlaubte Weise, ohne fernere Belästigung des Publikums, sich zu verschaffen.

物乞いは、次のことを保障できるまで施設に留まる。それは彼らが、これ以 上公衆に負担をかけずに、自己の生計を立てることを可能とする何らかの方 法を手に入れる意思と機会を有するという確証が得られるまでである。

§. 20. Die Strassenbetteley soll nicht geduldet werden.

路上で生活している物乞いは、これを認めない。

§. 21. Vielmehr liegt es den Polizeybehörden jeden Orts ob, diesem Uebel mit Nachdruck zu steuern.

この害悪を断固として抑止することが、各地のポリツァイ官庁の義務である。

§. 22. So bald die §. 16. gedachten Anstalten getroffen sind, darf niemand mehr einem Strassenbettler Almosen geben.

第16条によって予定される施設への収容措置がとられたのであれば、即座 にもはや誰も路上生活をする物乞いに喜捨してはならない。

§. 23. Vielmehr müssen die Strassenbettler aufgegriffen, und an diejenigen, denen nach den Grundsätzen §. 7.–16. deren Versorgung obliegt, abgeliefert werden.

路上で生活する物乞いは捕縛されねばならず、そして第7条から第16条に従い、その扶養を義務づけられている者〔団体や市町村〕に引き渡されなければならない。

§. 24. Die Ablieferung geschieht auf Kosten desjenigen, welcher für den Bettler sorgen muß.

[施設への] 引き渡しは、物乞いの面倒を見なければならない者の負担で行われる。

§. 25. Die Mittel zur Unterhaltung der Armen sollen, so viel als möglich, aus den Zinsen der dazu bereits vorhandenen Capitalien und Stiftungen genommen werden.

貧困者を扶養するための手段は、可能な限りにおいて、そのためにすでに存在する資本金または基金の利子から賄われなければならない。

§. 26. Auch hat es bey dem zu solchem Ende theils schon angeordneten, theils nach Bewandniß der Umstände, unter Erlaubniß des Staats, beson-

ders zu veranstaltenden Kirchen- und Haus-Collekten sein Bewenden. さらにこの目的のために予め設定されている、あるいは国の許可のもとで臨機応変に、特別に催される教会と施設の献金で賄うこととする。

§. 27. Bey der Unzulänglichkeit dieser Beyträge, sind die Communen, unter Genehmigung des Staats, den Luxus, die Ostentation, und die öffentlichen Belustigungen ihrer wohlhabenden Einwohner, mit gemäßigten Taxen zu belegen berechtigt.

これらのような出資が不足する場合は、地方自治体は、国の承認の下、裕福 な住民の奢侈、装飾、そして大衆向けの興行に適切な税金を課す権限を付与 される。

§. 28. Alle Strafgelder, welchen nicht in den ergangenen Strafgesetzen selbst besondere Bestimmungen angewiesen sind, sollen zur Verpflegung der Armen angewendet werden.

公布された刑法の条文それ自体において特別な用途が指示されていないすべ ての罰金は、貧困者の給養に用いることとする。

- §. 29. Zur Unterhaltung der öffentlichen Landarmenhäuser ist vorzüglich der Ertrag der Arbeiten der darinn aufgenommenen Personen bestimmt. 公営の郡の救貧施設の維持のために、施設に収容された者の労働による収益が優先的に用いられる。
- §. 30. Bey dessen Unzulänglichkeit kann der Staat von allen denjenigen, welche von der Abstellung der Strassenbetteley Vortheil ziehn, verhältnißmäßige Beyträge fordern.

この収益が不足する場合、国は路上で生活する者を排除することで利益を得るすべての者から相応の出資を要求することができる。

§. 31. Die nähern Bestimmungen sowohl hierüber, als wegen der Einrichtung solcher Landarmenhäuser überhaupt, bleiben den besondern für jede

プロイセン一般ラント法(1794) 第2編19章 救貧施設とその他の慈善的な基金について(試訳) (浅岡慶太訳)

Provinz abzufassenden Reglements vorbehalten.

細則は、以上述べてきたことについても、またこのような郡が運営する救貧施設の設置一般についても、各州のために特別に作成される業務規程に留保される。

Von öffentlichen Armenanstalten:

Verhältniß des Staats gegen dieselben.

公営の救貧施設について:

同施設と国の関係

§. 32. Armenhäuser, Hospitäler, Waisen- und Findel-, Werk- und Arbeitshäuser, stehen unter dem besondern Schutze des Staats.

救貧施設、病院、孤児院、捨て子養育院、作業所および労働所は、国の特別 な保護下にある。

§. 33. Werden dergleichen Anstalten von neuem errichtet: so muß das Vorhaben dem Staate zur Prüfung der Grundsätze ihrer Verfassung, angezeigt werden.

これらの施設が新たに設立される場合、その計画は、その組織の原則の審査を受けるために国に提出されなければならない。

§. 34. Doch sollen diejenigen Behörden, denen diese Prüfung nach den verschiedenen Verfassungen in den Provinzen obliegt, nur in Fällen, wo die Ausführung der Verordnungen des Stifters unmöglich oder gar schädlich seyn würde, dieselben zu verwerfen berechtigt seyn.

しかし、さまざまに異なる州の規則に従ってこの審査を務める行政官庁は、 設立者が定める規則が実行不能であり、それどころか有害でもあるときに限 り、この規則を却下する権限を有する。

§. 35. Außerdem kann jeder Stifter die innere Einrichtung solcher Anstalten, die Aufsicht über dieselben, die Bestellung der Verwalter, die Revision

und Abnahme der Rechnungen, nach Gutfinden anordnen. さらに各設立者は、これらの施設の内部組織、施設の監督、管理者の選任、貸借勘定の監査と検査を随意に指示できる。

§. 36. So weit der Stifter nichts verordnet hat, gebühren alle diese Befugnisse dem Staate.

設立者が何も指示しない場合は、これらの権能すべては国に付与されるべき ものとする。

§. 37. Auch solche Anstalten, denen in der Stiftungsurkunde, oder sonst, eigne Aufseher vorgesetzt sind, bleiben dennoch der Oberaufsicht des Staats unterworfen.

施設が設立文書その他において自ら監督者を定めている場合であっても、これらの施設は、それでもなお国の総監督の下に置かれる。

§. 38. Diese Oberaufsicht schränkt sich aber nur darauf ein, daß nach den vom Staate ausdrücklich oder stillschweigend genehmigten Verordnungen des Stifters verfahren werde, und nichts einschleiche, was dem allgemeinen Endzwecke solcher Stiftungen zuwider sey.

この総監督権は次のようなものに限定される。それは国により明示または黙示に認可された設立者の定めた規則に従って運用されること、そしてこのような基金の一般的な最終目的に反するものが紛れ込まないようにすることである。

§. 39. Der Staat ist also berechtigt, Visitationen bey dergleichen Anstalten zu veranlassen, und die vorgefundenen Mißbräuche und Mängel, obigen Grundsätzen (§. 38.) gemäß, zu verbessern.

したがって国は、この種の施設の視察を行い、そこで発見された濫用や瑕疵 を第38条に従って改善する権限を有する。

§. 40. Ueberhaupt muß der Staat darauf sehen, daß die Einkünfte der Ar-

men- und andrer Versorgungsanstalten, zweck- und vorschriftsmäßig verwendet werden.

国は一般的に、救貧施設やその他の扶養施設の収入が、目的に沿う形でまた 規定通りに活用されているかについて注意を払わなければならない。

§. 41. Wird wegen veränderter Umstände die in der Stiftungsurkunde vorgeschriebene Verwendungsart unmöglich, oder gar schädlich: so muß der Staat die Güter und Einkünfte einer solchen Anstalt zu einem andern, der wahrscheinlichen Absicht des Stifters so viel als möglich gemäßen Gebrauche widmen.

事情の変更により設立文書において規定されていた使用方法が不可能それど ころか有害となる場合は、国は、そのような施設の財産や収入を推定される 設立者の意図にできる限り見合う何か別の用途のために使用しなければなら ない。

Aeußere Rechte solcher Anstalten. このような施設の対外的な権利

§. 42. Die vom Staate ausdrücklich oder stillschweigend genehmigten Armen- und andere Versorgungsanstalten, haben die Rechte moralischer Personen.

国により明示または黙示に認可された救貧施設その他の扶養施設は、法人と しての権利を有する。

- §. 43. Ihr Vermögen hat die Rechte der Kirchengüter. Tit. XI. Abschn. IV. その財産は教会財産としての権利を有する。〔第2編〕11章4節〔参照〕。
- §. 44. Dagegen sind sie bey den Geschenken und Vermächtnissen solchen Einschränkungen, wie die geistlichen Anstalten, nicht unterworfen. それに対して、この章で述べられている救貧施設その他の扶養施設は、贈与や遺贈については宗教的施設〔教会〕が受けるような制限は受けない。

§. 45. Durch dergleichen Vermächtnisse kann jedoch denjenigen, welchen ein Pflichttheil gebühret, derselbe nicht entzogen oder geschmälert werden.

しかしながらこのような遺贈によって、遺留分が当然に与えられるべきである者から、それ〔遺留分〕が取り上げられたり縮減されたりするものではない。

§. 46. Würden durch ein solches Vermächtniß Personen, welchen der Erblasser Alimente zu geben nach den Gesetzen verpflichtet ist, wegen Unzulänglichkeit des übrigen Nachlasses daran Abbruch erleiden: so sollen die Einkünfte des Vermächtnisses, so weit dieselben dazu hinreichend und erforderlich sind, zur Ergänzung des solchen Personen zukommenden Unterhalts verwendet werden.

このような遺贈によって、遺贈者が養育費を与えることを法律に従い義務づけられている者が、残余の遺産の不足の結果損害を被るのであれば、遺贈からの収入は、それが養育費のために必要かつ十分である限り、その者に与えられるべき養育費の補充のために用いられるべきである。

§. 47. Sobald aber die Befugniß derselben, Alimente von dem Erblasser zu fordern, aus irgend einem rechtlichen Grunde sich erledigt, sobald tritt auch die Armenanstalt in den vollen Genuß der ihr bestimmten Zuwendung.

しかし遺贈者に対して養育費を請求できるこれらの者たちの権能が、何らか の法律上の根拠に基づいて用済みになるならば、直ちに救貧施設も自己のた めになされた出捐を完全に享受することになる。

§. 48. Was vorstehend §. 45. 46. 47. von Vermächtnissen vorgeschrieben ist, gilt auch von Schenkungen unter Lebendigen, oder von Todeswegen, in so fern überhaupt, wegen verkürzten Pflichttheils, oder geschmälerter Alimente, Schenkungen widerrufen werden können. (Th. I. Tit. XI. §. 1113–

プロイセン一般ラント法(1794) 第2編19章 救貧施設とその他の慈善的な基金について(試訳) (浅岡慶太訳)

# 1122.)

上記した遺贈に関する第45条、第46条、第47条に規定されたことは、生前または死因贈与についても、遺留分が縮減され、または養育費や贈与が削減されたことを理由として撤回できるという限りで、妥当する。(第1編11章 第1113条~第1122条 [参照])

§. 49. Unvermögenden Verwandten derjenigen, welche milde Stiftungen errichtet haben, kommt auf den Genuß derselben ein vorzügliches Recht zu.

慈善的な基金を設立した者の生活資力のない親族に、基金を享受する優先権 が当然に与えられる。

Successionsrecht in den Nachlaß der von ihnen verpflegten Personen, 基金によって給養される者の遺産の相続権

§. 50. Auf den eigentümlichen freyen Nachlaß solcher Personen, die in eine öffentliche Anstalt zur unentgeltlichen Verpflegung aufgenommen worden, und in dieser Verpflegung gestorben sind, hat die Anstalt ein gesetzliches Erbrecht.

公営の施設へ無償の給養を受けるために収容され、かつこの給養を受けている際に死亡した者の所有するもので自由にできる遺産については、施設は法定相続権を有する。

§. 51. Dies Erbrecht erstreckt sich auf den ganzen Nachlaß, wenn die aufgenommene Person nur Verwandten in aufsteigender, oder in der Seitenlinie, oder einen Ehemann verläßt.

この相続権は、すべての遺産に及ぶが、それは収容された者が〔相続人として〕直系尊属または傍系親族か、または夫を遺して死亡する場合に限られる。

§. 52. Hat sie aber eheliche Nachkommen oder eine Ehefrau: so verbleibt denenselben ihr Pflichttheil.

しかし、嫡出の直系卑属あるいは妻がいる場合は、それらの者に遺留分が残 される。

§. 53. Auch geht die Ehefrau in Ansehung desjenigen, was sie nach ihren Ehepacten zu fordern hat, der Armenanstalt vor.

妻はまた、夫婦財産契約に従い請求できるものに関しては救貧施設に優先する。

§. 54. Auch die §. 52. benannten Personen verlieren den Pflicht- oder vertragsmäßigen Erbtheil zum Besten der Anstalt, wenn sie, bey hinlänglichem Vermögen, ihren hülflosen Aeltern, oder dem Ehemanne, die gesuchte Unterstützung versagt haben.

第52条が挙示した者であっても、遺留分または契約に基づく相続分を施設のために失う。それは挙示された者が十分な財産をもっているが、その者の直系尊属である寄る辺のない年長者または夫から要求された援助を拒む場合である。

§. 55. Hat die aufgenommene Person die Anstalt vor ihrem Tode freywillig wieder verlassen: so kann diese die auf sie verwendeten Kosten aus ihrem Vermögen, oder Nachlasse, als eine Schuld zurückfordern.

収容された者が死ぬ前に施設を自発的に去る場合は、当該施設はその者が利用した際にかかった費用をその者の財産または遺産から負債として返還請求できる。

§. 56. Wenn aber Kinder, die in einem Waysenhause erzogen worden, nachdem sie aus demselben herausgekommen sind, und entweder auf ein Handwerk gethan, oder ihnen andere Gelegenheit zu ihren weitern Fortkommen angewiesen worden, vor zurückgelegtem Vier und zwanzigsten Jahre verstorben sind: so verbleibt dem Waysenhause, des erfolgten Austritts ungeachtet, sein Erbrecht.

しかし孤児院で教育された子供が、その孤児院から出た後に、何か手に職を

つける場へと送り込まれ、またはさらなる成長のための別の機会を与えられていたが、24歳になる前に死亡した場合、孤児院からの退院の結果が成功だったか否かは問わずに、その子供の相続権は孤児院に留まるものとする。

§. 57. Doch erstreckt sich in diesem Falle das Erbrecht nur auf dasjenige Vermögen, welches ein solches Kind mit in das Waysenhaus gebracht hat, oder welches ihm, während seiner Verpflegung durch dasselbe, noch vor seinem Austritte zugefallen ist.

しかながらこの場合の相続権は、その子供が孤児院に持参した財産か、また はその子供が孤児院を通じて給養を受けていた間で孤児院から退院する前に 彼に到来した財産のみをその対象とする。

§. 58. Hat eine im Waysenhause erzogene Frauensperson sich verheirathet: so fällt, wenn auch dieselbe vor erlangter Volljährigkeit verstorben wäre, das Erbrecht des Waysenhauses ganz hinweg.

孤児院で教育された女性が結婚した場合、彼女が成年に達する前に死亡した ときであっても、孤児院の相続権は完全に喪失する。

§. 59. In keinem Falle darf die Armencasse, wenn ihr auch nach obigen Vorschriften (§. 50. sqq.) ein wirkliches Erbrecht zukommt, sich des Nachlasses eigenmächtig anmaßen; sondern sie muß vielmehr, bey eintretendem Falle, dies ihr Erbrecht dem Richter gehörig anzeigen, und von diesem den Zuschlag der Verlassenschaft erwarten.

貧民救済基金は、その基金に上記の規定(§. 50.以下)に従い実際の相続権が当然の権利として認められる場合であっても、その遺産を自力で我がものとしてはならず、同基金はかかる事態が生じた場合には、同基金が有するこの相続権を裁判官にしかるべく届け出なければならない。そして裁判官に遺産の裁定付与を期待すべきである。

§. 60. Das einer Anstalt nach diesen Vorschriften zustehende Erbrecht, muß jedem, welcher darin aufgenommen werden soll, bekannt gemacht; und daß dieses geschehen, in einem von ihm mit zu unterzeichnenden Protocolle bemerkt werden.

以上の規定に従い相続権が施設に帰属することは、施設に収容されるべき者 一人一人に周知されねばならない。この告知が行われたことは、収容される べき者が署名した調書に記録されなければならない。

§. 61. Ist der Aufzunehmende seines Verstandes nicht mächtig; oder in der Befugniß über sein Vermögen zu verfügen eingeschränkt: so muß die Bekanntmachung den Aeltern, oder wenn er keine Aeltern mehr hat, den nächsten Verwandten, und den Vormündern geschehen; auch im letzten Falle die obervormundschaftliche Genehmigung beygebracht werden.

収容予定者が理解力を欠く場合、または自己の財産を処分する権能を制限されている場合には、告知は年長者、もしくは収容予定者に年長者がもはや居ない場合、最近親の親族、および後見人に行われなければならない。さらに後者の場合には後見監督人による同意がなされなければならない。

§. 62. Erklärt auf diese Bekanntmachung jemand unter den Verwandten, daß er für die Verpflegung des Aufzunehmenden selbst sorgen wolle: so muß ihm dieses gestattet werden; und er erhält sich dadurch das ihm zukommende gesetzliche Erbrecht.

親族の中のある者がこの告知を受けて、収容予定者の給養を自分でする意思 を表明した場合、その者にこれが認められなければならない。そしてこれに よって、その者に当然の権利として法的な相続権が付与される。

§. 63. Doch muß er alsdann dem Hülfsbedürftigen wenigstens eine gleich gute Verpflegung, als derselbe in der öffentlichen Anstalt gefunden hätte, gewähren.

しかしながら、その意思を表明した者はその後寄る辺のない者たちに、公営 の施設において行われるものに劣らない程度の給養を提供しなければならな い。

- §. 64. Ist der Aufzunehmende seinen Willen zu erklären fähig; und er zieht die Versorgung in der Anstalt derjenigen, welche ihm von seinen Verwandten angeboten wird, vor: so hat es dabey lediglich sein Bewenden. 収容予定者が自己の意思で次のことを表明できる場合、すなわち、彼が彼の親族が提供する扶養よりも施設の扶養を欲すると表明する場合、その場合には、これがそのまま認められる。
- §. 65. Ist die Bekanntmachung nicht gehörig erfolgt: so kann die Anstalt bloß die Vergütung der für den Aufgenommenen verwendeten Kosten, als eine Schuld, aus dessen Nachlasse fordern.
- この施設による告知が適切に実施されない場合、施設は収容された者にかかった費用の償還に限って、負債として収容された者の遺産に対して請求することができる。
- §. 66. Die Anstalt kann jedoch nur die für den Aufgenommenen zu Kleidung, Medicin, und sonst gemachten baaren Auslagen, und für den genossenen Unterhalt ein Kostgeld, welches allenfalls nach pflichtmäßigem Ermessen der Sachverständigen richterlich zu bestimmen ist, fordern.
- しかし施設は、収容された者のための衣類、薬、その他のために立て替えた 経費、および、受けた扶養については専門家の羈束裁量により示された額を 上限として裁判官が定める費用を請求できるにすぎない。
- §. 67. Wenn jemand nicht in die Anstalt selbst zur Verpflegung aufgenommen, sondern ihm nur Beyträge daraus zu seinem Unterhalte bis zu seinem Ableben, gereicht worden: so kann nur der Ersatz dieser Beyträge aus seinem Nachlasse, so weit derselbe dazu hinreicht, gefordert werden. ある者が給養を受けるために自ら施設に収容されたのではなく、生計のための金額が施設から死ぬまで彼に届けられていたという場合には、この金額の賠償がその者の遺産に対して、遺産が補償に足りる限りで要求しうるにすぎない。

§. 68. Hat jemand aus mehrern Anstalten nach §. 67. Unterstützung genossen; und ist sein Nachlaß zu ihrer aller Befriedigung nicht hinreichend: so theilen sich die mehrern Anstalten in das Vorhandene, nach Verhältniß ihrer Forderungen.

ある者が複数の施設から、第67条に従い支援を受けた場合に、その者の遺産がそれら複数の施設の債権すべてを満たすには不十分の場合、これらの施設はその債権額に応じて、現存する遺産を分割するものとする。

§. 69. Hat sich jemand in die Anstalt eingekauft: so gebührt dieser auf seinen Nachlaß kein weiterer Anspruch.

ある者が施設への入所するための資格を購入した場合、施設にその者の遺産 についてさらに請求する権利は付与されない。

§. 70. Die bloße Erlegung eines Eintrittsgeldes, welches mit der zu verwendenden Verpflegung in keinem Verhältnisse steht, schließt das Erbrecht der Anstalt nicht aus.

入所する際に将来行われる給養と関係のない入会金を支払っただけでは、施設の相続権は排除されない。

§. 71. Hat der Aufgenommene sich mit der Anstalt, wegen des derselben auf seinen Nachlaß zukommenden Erbrechtes, auf eine gewisse Summe verglichen: so hat es dabey lediglich sein Bewenden; selbst in dem Falle, wenn das Vermögen des Aufgenommenen erst in der Folge einen Zuwachs erhält

収容された者が、自己の遺産の相続権について一定の金額まで施設に帰属すると施設と協定を結んだ場合には、その通りに処理される。収容された者の財産がこの協定の後に増加した場合でも同様である。

§ 72. Werk- und Arbeitshäuser, in welchen die Aufgenommenen nur in so fern Unterhalt genießen, als sie sich denselben durch ihre Arbeit verdienen, haben auf den Nachlaß derselben kein Erbrecht.

作業所や労働所は、収容された者がそれらの施設内での労働を通じて稼ぐ限りで生計費を受けることができる場合には、収容された者の遺産の相続権を有しない。

§. 73. Hingegen wird durch Arbeiten, wozu ein Aufgenommener überhaupt in jeder Armenanstalt nach §. 87. 88. schuldig ist, oder wofür er besondre Vergütung erhalten hat, das Erbrecht der Anstalt nicht ausgeschlossen.

それに反して、収容された者がいかなる救貧施設であれ、第87条、第88条 に従い義務を負う労働、またはその見返りに特別な報酬を得た労働によって は、施設の相続権は消滅しない。

§. 74. Anstalten, die bloß zur Heilung der Kranken bestimmt sind, haben, wenn gleich der Aufgenommene daselbst verstorben ist, dennoch auf seinen Nachlaß kein Erbrecht; sondern können bloß den Ersatz der auf ihn verwendeten Kosten nach §. 66. fordern.

もっぱら病人の治療だけを目的とする施設は、収容された者が同所で死亡したとしても、その者の遺産について相続権を有しない。第66条により彼のために支出した費用の償還を請求できるだけである。

§. 75. In Fällen, wo den Armen- und andern Versorgungsanstalten auf einen Nachlaß ein gesetzliches Erbrecht beygelegt ist, kann ihnen dasselbe, durch Verfügung auf den Todesfall, weder entzogen, noch geschmälert werden.

救貧施設やその他の扶養施設に遺産に関する法定相続権が付与される場合は、 それらの施設の相続権は、死因処分によって奪われたり縮減されたりするこ とはない。

Innere Verfassung solcher Anstalten. これらの施設の内部構成 §. 76. Die innere Einrichtung und Verfassung einer jeden öffentlichen Armen- oder andern Versorgungsanstalt, ist durch die für selbige von dem Staate vorgeschriebene oder genehmigte Ordnung und Instruction bestimmt.

それぞれの公営の救貧施設やその他の扶養施設の内部組織や構成は、その施設のために国によって規定されたまたは許可された規律や訓令によって定められる。

§. 77. Kirchen und Capellen, welche für dergleichen Anstalten besonders errichtet sind, stehen, gleich andern, unter der Aufsicht der geistlichen Obern der Diöces, oder des Districts.

そのような施設ために 特別に設立された教会および礼拝堂は、他の教会や 礼拝堂と同様に、司教区〔カトリック〕または監督管区〔プロテスタント〕 の宗教上の上長の監督に服する

§. 78. Auf die in der Anstalt lebenden Personen und Officianten gebühren dergleichen Kirchen und Capellen wirkliche Parochialrechte.

この施設で生活する人々及びスタッフに対する実際の監督・配慮権はこのような教会および礼拝堂に認められる。

§. 79. Auf diejenigen aber, welche außerhalb der Anstalt leben, können sie sich solcher Rechte nicht anmaßen.

施設の外で生活する者については、そのような権利を行使することはできない。

Vorsteher und Verwalter.

#### 施設長および管理者

§. 80. Die Vorsteher und Verwalter solcher Anstalten sind als Diener des Staats anzusehen.

これらの施設の施設長および管理者は、国の公僕と看做される。

§. 81. Bey Verwaltung der der Anstalt zugehörenden Gelder und Gefälle, finden eben die Vorschriften, und gleiche Vertretung, wie bey Königlichen Cassen, statt.

施設のものである金銭や納金の管理については、王室の金庫とまったく同様の規定が適用され、代理が行われる。

§. 82. Doch kommt der Anstalt in dem Vermögen ihrer Verwalter nicht das Vorrecht der Zweyten Classe, wie bey Königlichen Cassen, sondern nur das der vierten Classe zu.

しかしながら施設には、施設の管理者の財産について、王室の金庫に認められる第二順位の優先権ではなく、第四順位の優先権しか認められない。

§. 83. Uebrigens müssen dergleichen Vorsteher und Administratoren, bey Führung ihres Amtes, hauptsächlich nach der Stiftungsurkunde, und ihren besondern Instructionen; demnächst aber nach den den Vormündern ertheilten gesetzlichen Vorschriften sich achten.

その他の点では、施設長および施設管理者は、その者たちの職務の遂行について、主として設立文書とその定める特別な訓令に、そしてそれに続いて後見人について定められた法律規定に従わなければならない。

#### Aufgenommene Personen.

#### 収容された人々について

§. 84. Personen, welche in Armen- und andere öffentliche Verpflegungsanstalten aufgenommen worden, können sich der darin eingeführten Zucht und Ordnung unter keinerley Vorwande entziehen.

救貧施設およびその他の公営の扶養施設に収容された人々は、その施設内で 取り入れられている教育〔躾〕や規則からいかなる口実をもっても免れるこ とができない。 §. 85. Unruhige und Widerspenstige müssen von den Aufsehern, nöthigenfalls durch dienliche Zwangsmittel, in Ordnung gehalten, oder bewandten Umständen nach aus der Anstalt fortgeschafft werden.

騒々しい者および従順でない者は、監督者によりやむを得ない場合は、効果 的な強制手段によって規則を守るようにされ、またはいかんともしがたい状態のときは施設から退院させらねばならない。

§. 86. Die Strafen müssen aber die Gränzen einer bloßen Züchtigung nicht überschreiten; und die Fortschaffung darf niemals ohne Vorwissen und Genehmigung der Obrigkeit geschehen.

しかし罰は、単純な懲戒の範囲を超えてはならない。そして〔施設からの〕 退院は、監督官庁への事前の通告およびその許可なしに決して行ってはなら ない。

- §. 87. Unentgeltlich Aufgenommene sind der Anstalt zu häuslichen Dienst, so weit es ihre Kräfte und Gesundheitsumstände zulassen, verpflichtet. 無償で収容された者は、施設内での奉仕を、その者の体力と健康状態が許す限りで義務づけられる。
- §. 88. In gleichem Maaße können auch andre Arbeiten, die bloß zum Verbrauche in der Anstalt bestimmt sind, so weit sie Fähigkeiten und Kräfte dazu besitzen, von ihnen gefordert werden.

同様に、施設内での消費を目的とするその他の労働についても、収容された 者がそのための能力と体力を有している限りで、施設から〔奉仕を〕要求さ れ得る。

§. 89. Uebrigens werden die den aufgenommenen, vermöge ihres Standes oder sonstigen Verhältnisse, zukommenden Rechte und Pflichten, durch die Aufnahme in dergleichen Anstalt nicht verändert.

その他に、収容された者の、その者の身分またはその他の関係ゆえに帰属する権利や義務は、〔施設に〕収容されることによって変更されることはない。

# 【註】

- 1 邦訳に際して底本として Web サイト Opinio Iuris http://opinio iuris.de/quelle/1623 にて公開されている条文を用いた。また、訳文中の〔〕は訳者による補足である。
- 2 石部雅亮『啓蒙的絶対主義の法構造』有斐閣(1969)序章3頁以下。
- 3 原書名: Johann Georg Schlosser, Vorschlag und Versuch einer Verbesserung des deutschen und bürgerlichen Rechts ohne Abschaffung des römischen Gesetzbuchs., Leipzig (1777).
- 4 石部、前掲(註2)133頁。
- 5 石部、前掲(註2)142頁。
- 6 石部、前掲(註2)143頁。
- 7 石部、前掲(註2)262頁。
- 8 プロイセンの法典編纂事情を司法制度改革の側面から考察した個別論文としては、国王の大権裁定(Machtspruch)に関わる事件をもとに分析した村上淳一「プロイセンにおける Machtspruch」『ドイツの近代法学』東京大学出版会 第3刷 (1989) が挙げられる。また村上は『近代法の形成』岩波書店 第4刷 (1985) 146 頁以下においてプロイセン一般ラント法の編纂過程について述べている(同書では石部『啓蒙的絶対主義の法構造』を参照文献として紹介している)。その他に石部雅亮「プロイセン一般国法の成立をめぐって」『法制史研究』第14号別冊 (1963)、屋敷二郎「プロイセン一般ラント法 (1794) 施行 200 年を回顧して (上):フリードリヒ大王の思想構造 2」『一橋研究』第21巻 第2号 (1996) などがある。
- 9 石部、前掲(註2)104頁。
- 10 石部、前掲(註2)105頁。
- 11 石部、前掲(註2) 105頁。また、Carl Gottlieb Svarez, Vorträge über Recht und Staat. (1960), S.141 (179), S.461 (290), S.463 (291), S.639 f.
- 12 石部、前掲(註2)105頁ではアンシュタルトと表記されている。本稿では便宜的に機関と訳した。

- 13 石部、前掲(註2) 105 頁。また Svarez, Vorträge, S.256 (213).
- 14 石部、前掲 (註 2) 106 頁。また Svarez, Vorträge, S.640.; Uwe Jens Heuer, Allgemeines Landrecht und Klassenkampf. Die Auseinandersetzungen um die Prinzipien des allgemeinen Landrechts Ende des 18. Jahrhunderts als Ausdruck der Krise des Feudalsystems in Preußen., Berlin (1960), S.278.
- 15 石部、前掲(註2)106頁。
- 16 石部、前掲(註2)100頁。
- 17 田熊文雄「啓蒙期法典編纂の国家思想―18世紀末プロイセン王国の歴史的性格をめぐって―」『近代ドイツの国制と市民―地域・コルポラツィオンと集権国家』岡山大学文学部(2003)18頁。条文は第2編10章第1条、第2条。
- 18 田熊、前掲(註17) 20頁。原書では官吏という言葉が使用されており、 引用であるためそのまま表記した。
- 19 田熊、前掲(註17)21頁。
- 20 その他の研究として石部雅亮「プロイセン普通国法の精神的基礎— C.G. スアレツの講義」『香川大学経済論叢』第33巻3号(1960)、室井俊通「『プロイセン一般ラント法』とプロイセンの国制」『上智史学』第23号(1978)、田熊文雄「ドイツ啓蒙絶対主義の「国家」概念— C.G. スワレツの »Recht、と »Staat、論をめぐって」『岡山大学法文学部紀要』第39号(1979)などがある。
- 21 千葉徳夫「近世ドイツ国制史研究における社会的規律化」『法律論叢』第 67巻 第2・3号 (1995) 487頁。引用した文中において「規律化」と記されているが、「紀律化」と同義の単語として本稿では扱う。
- 22 千葉、前掲 (註 21) 490 頁。
- 23 千葉、前掲(註21)490頁以下。
- 24 千葉、前掲 (註 21) 492 頁。原著名: Heinz Schilling, Konfessionkonflikt und Staatsbildung, Konfessionskonflikt und Staatsbildung. Eine Fallstudie über das Verhältnis von religiösem und sozialem Wandel in der Frühneuzeit am Beispiel der Grafschaft Lippe., Gütersloh (1981)., S.36.
- 25 その他の研究として阪口修平「社会的規律化と軍隊」柴田三千雄他編『規

範と統合』岩波書店(1990)、千葉徳夫「中世後期・近世ドイツにおける都市・農村共同体と社会的規律化」『法律論叢』第67巻第4・5・6号(1995)、などがある。またフリードリヒ大王の思想と社会的紀律化に関する研究として屋敷二郎『紀律と啓蒙―フリードリヒ大王の啓蒙絶対主義―』ミネルヴァ書房(1999)がある。

- 26 本章の一部(第1条~第3条、第9条、第10条、第13条)を翻訳し発表 している論考として翻訳の参考にした。
- 27 その他参考としてヨーロッパの中世以降の救貧行政または制度に関する論文は、中村賢二郎「宗教改革と救貧規定」『人文学報』〈京都大学〉第40号(1975)、田中峰雄「中世都市の貧民観」中村賢二郎編『前近代における都市と社会層』京都大学人文科学研究所(1980)、田中優「中世後期・近世初期における貧民救済と社会的規律化」『紀要』〈鹿児島女子短大〉第29号(1994)、櫻井美幸「近世初期ケルンにおける救貧制度改革とその展開」『史林』第84巻第4号(2001)などである。
- 28 ドイツ帝国国制史研究としてまず挙げられるのは、村上淳一「『良き旧き 法』と帝国国制」『法学協会雑誌』第90巻 第10・11号、第91巻 第2号 (1973-74) と F. ハルトゥング、成瀬治・坂井栄八郎訳『ドイツ国制史』岩 波書店 (1980) である 〔原著名: Fritz Hartung, Deutsche Verfassungsgeschichte vom 15. Jahrhundert bis zur Gegenwart, 9 Aufl., (1969)〕。また近年のドイツ帝国国制史研究については、渋谷聡『近世ドイツ帝国国制史研究一等族制集会と帝国クライス一』ミネルバ書房(2000)において詳しく紹介されている。同書では、帝国の国制構造を「連邦的体制」という言葉で表現し、それを成立させた国制構造の仕組みを考察している。
- 29 訳者の力不足ゆえに海外の研究状況を本稿にて紹介することは出来ないが、 管見ではあるが先行研究として、Michael Stolleis, Geschichte des Sozialrechts in Deutschland, Stuttgart (2003).: Michael Stolleis (Hg.), Policey im Europa der Frühen Neuzeit, Franlfurt, (1996).: Hans Pohl (Hg.), Staatliche, städtische, betriebliche und kirchliche Sozialpolitik vom Mittelalter bis zur Gegenwart, Stuttgart (1991).: Robert Jütte, Disziplinierungsmechanismen in der städtischen Armenfürsorge der Frühneuzeit, in: Christoph. Sachße/ Florian Tennstedt (Hg.), Soziale Sicherheit und soziale Disziplinierung.

Frankfurt a. M. (1986).; Robert Jütte, Obrigkeitliche Armenfuersorge in deutschen Reichsstaedten der fruehen Neuzeit. Staedtisches Armenwesen in Frankfurt am Main und Köln, Köln, (1998).; Martin Dinges, Frühneuzeitliche Armenfürsorge als Sozialdisziplinierung? Probleme mit einem Konzept, in: Geschichte und Gesellschaft 17, Göttingen (1991).; Christoph Sachße u. Florian Tennstedt, Geschichte der Armenfuersorge in Deutschland 1. Vom Spaetmittelalter bis zum 1. Weltkrieg, Stuttgart, (1998).; Reinhold August Dorwart, The Prussian Welfare State before 1740, Harvard, (1971) などがある。

(あさおか・けいた 桐蔭横浜大学法学部助教)